

## 文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和4年6月20日（月）  
午前9時26分 開会  
午前11時57分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 田中 藤一郎  
副委員長 岡本 昭治  
委員 芦田 竹彦、上田 伴子  
芹澤 正志、福田 嗣久  
前野 文孝、義本 みどり
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼調査係長 小崎 新子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 田中 藤一郎

# 文教民生委員会・分科会次第

日時： 2022年6月20日（月） 9:30～

場所： 第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 請願・陳情の審査

ア 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件

イ 請願第2号 子どもたちと向き合う時間の確保に関する件

(3) 意見・要望のまとめ

ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

(4) 閉会中の継続調査（審査）の申し出について

(5) 意見交換会について

4 その他

5 閉 会

## 令和4年第3回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

### 【文教民生委員会】

報告第4号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第9号 令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）

第53号議案 物件購入契約の締結について

第55号議案 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

第56号議案 豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

第62号議案 令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

第63号議案 令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

第65号議案 令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

## 予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

### 【文教民生分科会】

報告第4号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第8号 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第21号）

第61号議案 令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第3号）

第64号議案 令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）

《参考》 報告案件議案所管分

### 【文教民生委員会】

報告第3号 専決処分したものの報告について

専決第4号 損害賠償の額を定めることについて

報告第5号 令和3年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

報告第8号 専決処分したものの報告について

専決第10号 損害賠償の額を定めることについて

# 文教民生委員会名簿

2022. 6. 20

**【委 員】**

職 名	氏 名
委 員 長	田 中 藤一郎
副 委 員 長	岡 本 昭 治
委 員	芦 田 竹 彦
委 員	上 田 伴 子
委 員	芹 澤 正 志
委 員	福 田 嗣 久
委 員	前 野 文 孝
委 員	義 本 みどり

8 名

**【当 局】出席者に着色をしています。**

職 名	氏 名	職 名	氏 名
地域コミュニティ振興部長	幸木 孝雄	市民生活部長	瀧下 貴也
地域コミュニティ振興部参事	米田 紀子	市民課長	惠後原孝一
生涯学習課長	旭 和則	市民課参事	川崎 智朗
生涯学習課参事	土生田祐子	生活環境課長	成田 和博
文化・スポーツ振興課長	原田 泰三	城崎振興局 市民福祉課長	土岐 浩司
文化・スポーツ振興課参事	大岸 勝也	竹野振興局 市民福祉課長	岡田 貢
新文化会館整備推進室長	櫻田 務	日高振興局 市民福祉課長	川端美由紀
		日高振興局 市民福祉課参事	西松 秩里
		出石振興局 市民福祉課長	川口 雅浩
		出石振興局 市民福祉課参事	内田 完
		但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高

6 名

4 名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
健康福祉部長	原田 政彦	教育次長	正木 一郎
健康福祉部参事	谷岡 慎一	教育総務課長	永井 義久
社会福祉課長	大谷 賢司	教育総務課参事	宇川 義和
社会福祉課参事	丸谷 祐二	教育総務課参事	大谷 康弘
高年介護課長	定元 秀之	こども教育課長	和田 晃典
高年介護課参事	和田 征之	こども教育課参事	木之瀬晋弥
高年介護課参事	木村 弥江	こども教育課参事	森山 健二
健康増進課長	宮本 和幸	こども教育課（こども育成課）参事	惠後原博美
健康増進課参事	村尾 恵美	こども育成課長	吉本 努
健康増進課参事	三上 尚美	こども育成課参事	山本加奈美
健康増進課参事	武田 満之	こども育成課参事	河本 美佳
		こども育成課参事	吉谷 孝憲
		こども育成課参事	栗垣 敦子

7 名

7 名

**【事務局】**

合計 33 名

職 名	氏 名
議会事務局主幹兼調査係長	小崎 新子

## 午前9時26分 委員会開会

○委員長（田中藤一郎） 少し前ですけれども、皆さんおそろいになりましたので、文教民生委員会を始めたいと思います。

おはようございます。一般質問も終わりました、いよいよ一番大事な文教民生委員会に付託された件をしたいなというふうに思っております。

梅雨も入りまして、今日もちょっとむしむし感がありますけれども、当委員会をしっかりとその暑さを吹き飛ばして、からっとできるように頑張りたいと思いますので、皆様方、ご協力のほうをよろしくをお願いします。

それでは、早速入りたいと思います。一般会計に関する予算関係議案につきまして、予算決算委員会に付託されました。当委員会は、文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事の進行は、委員会と分科会を適宜切替えを行いますので、ご協力のほうをよろしくをお願いします。

委員の皆様は、Side Books上のフォルダ、文教民生委員会2022年6月20日の中の本日の主な資料を配信しております。ご確認ください。

これより、協議事項、付託・分担案件の審査、ア、委員会審査に入ります。

審査日程ですが、まず、委員会付託された議案の説明、質疑、討論、表決を行い、続いて、予算決算委員会の付託議案に係る当分科会に付託された、議案の説明、質疑、討論、表決を行います。

その後、請願・陳情の審査を行います。続いて、委員のみで委員会及び分科会意見、要望等の取りまとめを行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願いいたします。

また、発言の最初には、必ず課名、名字をお願いします。

まず、報告第4号、専決処分したものの承認を求め

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） それでは、9ページをご覧ください。報告第4号、専決処分したものの承認を求めることについてご説明いたします。

本件は、地方自治法の規定により、専決処分しましたので、議会へ承認を求めます。

71ページをご覧ください。71ページです。

○委員長（田中藤一郎） はい、どうぞ。

○市民課長（恵後原孝一） 専決第9号、令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）についてです。第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,034万3,000円を追加し、総額を90億9,840万7,000円とするものです。専決日は2022年の3月30日です。

82ページの3、歳出の事項別明細書をご覧ください。2款の保険給付費の説明欄、保険給付事業費の療養給付費は、医療費の保険者負担分で、県から支払い通知に基づきまして会計執行できるよう増額補正をするものでございます。

財源内訳につきましては、戻っていただきまして80ページです。歳入の事項別明細書をご覧ください。財源は全額県支出金の普通交付金を充ててございます。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認め、よって、

報告第4号、専決第9号を承認すべきものと決定いたしました。

次に、第53号議案、物件購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 113ページをご覧ください。第53号議案、物件購入契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、小学校で使用する学習端末の購入に係る物件購入契約を締結するに当たり、豊岡市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、小学校学習用端末の購入、契約の方法は指名競争入札、契約金額は3,113万円でございます。契約の相手方等は記載のとおりでございます。この学習端末につきましては、2021年度に1人1台端末を入れる前に導入していました9機種を更新ということになっております。5年経過したものを更新するというものでございます。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

前野委員。

○委員（前野 文孝） すみません、2021年、先ほどありましたとおり、全児童に配付されたもので、それ以外にも確かに幾つか実験的に入れた部分もあると思いますけれども、これでもう全て終わり、借換えっていうのは、買換えっていうのは、その前に入れた分を替えるんでしょ。

○教育総務課長（永井 義久） そうです。

○委員（前野 文孝） それの前に入れた分っていうのは、もうこれで全て終わり、後はもう2021年と今年度の分で更新されてるという理解でいいですか。

○委員長（田中藤一郎） 永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 小学校につきましては、これが古い機種ということですので、この部分

が全て更新ということになります。

○委員長（田中藤一郎） 前野委員。

○委員（前野 文孝） すみません、この財源は、この間は国からのあれだったんですけど、この財源は何になるんですか。

○委員長（田中藤一郎） 永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） こちらにつきましては、一般財源のみということになります。

○委員長（田中藤一郎） 前野委員。

○委員（前野 文孝） 今後、昨年度大量に入れたんですけども、こういったiPadの更新というのは定期的に続くと思うんですけども、その財源について、国のほうはどういうふうに言ってるのかについて説明を求めたいと思います。

○委員長（田中藤一郎） 分かりますか。

永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 財源についてですね。

これにつきましては、全国的な課題だというふうに思っています。導入時に国の交付金で入れることができましたけども、次回の更新っていうものが全国の自治体にかかってくるものですので、国の交付金を使う場合については、引き続き国に対する要望をやっていく必要があると思っておりますし、仮にないということが明確になった場合には、計画的に年度をずらしながら導入するというようなことを中では想定しています。

○委員長（田中藤一郎） 前野委員。

○委員（前野 文孝） ぜひその辺の方針を分かったらまた教えていただきたいし、それから、これは前から問題になっていますけど、今Chromebookを使っていて、中学校なんかは、やってるんですけど、今ウィンドウズのやつも業務用に残しているという状況だと思うんですが、極力そういった投資を抑えるような形で今後ともやってください。これは要望でお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（田中藤一郎） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

\*〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認め、よって、第53号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、第55号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） それでは、提出議案書の135ページをご覧ください。

○委員長（田中藤一郎） どうぞ。

○市民課長（恵後原孝一） 第55号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

本案は、2022年度の国民健康保険税の税率の改定並びに国の法令改正による課税限度額及び軽減の減額規定が整備されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものです。

なお、国民健康保険税の税率等の改定につきましては、5月18日に開催されました豊岡市国民健康保険運営協議会のほうから、2022年度の基本方針について答申をいただきまして、その趣旨を尊重し、提案しているものでございます。

140ページをご覧ください。内容につきましては、条例案要綱によりご説明いたします。1の改正の内容ですが、（1）は第2条関係で、医療分の基礎課税額に係る課税限度額を65万円とし、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円とするものです。

次の（2）から（5）につきましては、第3条から第5条の2関係で、医療分に係る基礎課税額における所得割額の税額を100分の5.45、資産割額の税率を100分の4.34、被保険者均等割額を2万2,400円、そして世帯別平等割額につき

ましては、一般世帯を1万5,500円、特定世帯を7,750円、特定継続世帯を1万1,625円とするものです。

次の（6）から（9）までは第6条から第7条の3関係で、後期高齢者支援金等課税額におきます所得割額の税額を100分の2.71、資産割額の税率を100分の2.17、被保険者均等割額を1万600円、世帯別平等割額につきましては、一般世帯を7,300円、特定世帯を3,650円、特定継続世帯を5,475円とするものです。

続く、（10）から（13）までにつきましては、第8条から第9条の3関係で、介護納付金課税額における所得割額の税率を100分の2.51、資産割額の税率を100分の3.06、被保険者均等割額を1万3,000円、世帯別平等割額を6,700円とするものです。

次の（14）につきましては、第21条関係で、低所得世帯に対する国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額におけるそれぞれの軽減額を所得金額等に応じて定めること及び国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当該未就学児に係る被保険者均等割の軽減額について規定するものです。

次の（15）につきましては、附則第16項関係で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等におけます国民健康保険税の減免について、納期限が令和5年3月31日までのものに適用を延長することを定めてございます。

そのほか、所要の規定を整備してございます。

141ページの2の附則におきましては、（1）では、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例附則第16項の新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免の規定は、令和4年4月1日から適用すること。（2）では、改正後の国民健康保険税の税率等の改定に係る規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることとしてございます。

142ページから159ページに、新旧対照表を

添付しておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 140ページの子供の均等割のことに、議場でも言ったんですけども、ちょっと質問をさせていただきます。改めて子供1人当たりの国保税額は幾らになりますか。

それと、それから、今回、未就学児だけですけども、その2分の1減免になることについていろいろと施策の中で減免措置が取られていますけれども、所得の低い方とかにね、それでもって事実上は2分の1減免になるようなことになる子供の世帯はどれくらいになるのか、一応それだけお聞きします。

○委員長（田中藤一郎） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） まず、国保税のほうの均等割額についてです。均等割額につきましては、金額で4万6,000円になります。それから。失礼しました。3万3,000円になります。

それから、世帯数ですけども318世帯を見込んでおります。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 前よりはちょっと下がってるのかなと思うんですけども、改めてその均等割額については、いずれはなくしていくという国の方向はあるんでしたでしょうか。

○委員長（田中藤一郎） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 先ほどの答弁ですけども、318人って言いましたけども、世帯でございます。失礼しました。

○委員（上田 伴子） 世帯って言われました。

○市民課長（恵後原孝一） 失礼しました。人で、318人でございます。

○委員（上田 伴子） 人ね。

○市民課長（恵後原孝一） はい、失礼しました。

○委員長（田中藤一郎） 上田委員、どうですか。

○委員（上田 伴子） いや、もう1回。国のほうで

はこの子供の均等割、子供の均等割というんか、その均等割額について、いずれは国民保険の税率の中でなくしていくというような方向性はあるのかなのか、分かりますか。

○委員長（田中藤一郎） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） そのようなお話は出てますし、要望もされてるところではありますけれども、今のところ国からの具体的な通知というのは来てございません。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） これは要望ですけども、子供の均等割については、今おっしゃったように3万3,000円という、1人当たりの額は本当に大きいと思います。議場でも言いましたけれども、ぜひ豊岡市において未就学児だけでなく年齢を中3なり引き上げるように、またそういうことを要望しておきます。以上です。

○委員長（田中藤一郎） そのほか何かありませんか。福田委員。

○委員（福田 嗣久） よろしいですか。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員、どうぞ。

○委員（福田 嗣久） 気になるところは運協でもちょっとお話ししたんですけども、一元化になりますよね、県で、何年か先か、四、五年先ですか。あれになると、豊岡市にとってはかなり不利になります。不利になるというのはどういうことかということ、県の保険料が所得によって一元的に運用される、どこであっても同じ。それで、医療に係る、何ていったかな、医療に係る割合というか、それが豊岡市の場合には低い、低いほうだったかいな、かなり低いほうだと。そうすると、保険料は県下一律という形になって、豊岡市にとって有利か不利かという言い方はちょっとおかしいかも分かりませんが、その辺がどうなのかということがやっぱり心配になるところですけども、この辺りのばぐっとした言い方、できないかも分かりませんが、どうなのかなと思っておるんですけども。

○委員長（田中藤一郎） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） ご懸念のことは分かりま



すけれども、先ほど委員のほうからおっしゃられましたように、医療費水準は、豊岡市はかなり県下でも低い。

○委員（福田 嗣久） そうでしたね。

○市民課長（恵後原孝一） はい、低いほうでございました。それに伴って、国保税のほうも低い水準でございましたが、県下のほうで一緒になりますと、今度、今、同一所得同一保険料という県下一律を目指しておられます。その中で、各市町それぞれの事情がありますので、そこを協議詰められてるところではあるんですけれども、医療費のほう、豊岡市でいいましたら、かなり保険税のほうが高くなってくと見込まれます。ですので、そちらのほうもインセンティブ交付金、県のほうにも去年、要望をさせてもらったその分で、納付金差額の95%を賄ってもらっているところで。

○委員（福田 嗣久） 100%。

○市民課長（恵後原孝一） 95%。

○委員（福田 嗣久） はいはい。

○市民課長（恵後原孝一） 賄っていただいているところでございますし、そういったところ辺でなるべく上がらないようにというふうには県とも詰めさせてもらってますが、実際のところ規模が小さいので、例えば高額医療費の方がかなり増えて、何人かぼんっと増えますと、ほとんど吸収できなかつたところが、県下で見ることによって吸収ができるようになるので、保険としての安定性は出てくると思います。

ですけれども、豊岡市内の被保険者としましては、相応の負担がかかってくるというふうなところもございまして、なるべく負担にならないようにといえますか、上げ幅も緩やかにというふうなことも考えますけれども、県のほうから年限額、そこを目安というところで決められてますので、なるべく支障のないようなところ辺で動きをしていきたいなというふうには考えております。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） そういう方向は危惧するところでもありますので、十分に声を出して、それが通る通らないという問題はありましようけれども、お願

いはしたいと思いますのと、今期が4,700万円かいな、繰越金を利用して少し下げれるということでしたね、平均値としては。あの繰越金の問題や、それから基金の問題、国保運営の基金がありましたね、今何ぼありますんですかね。

○委員長（田中藤一郎） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 基金のほうは4億7,000万円近くあります。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） その基金の扱いや、繰越金のごとはどういうふうになるんですかいね、その一元化になった場合。

○委員長（田中藤一郎） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 基金のほうにつきましては、県単位化一本化になりますと、どういったらいいんでしょうか、統一化になった以降につきましては、基金のほう、保険税のほうの軽減にはもう一切使えなくなります。

○委員（福田 嗣久） 使えなくなるね、はいはい。

○市民課長（恵後原孝一） ということです。使ってしまつと本末転倒になりますので。

○委員（福田 嗣久） そうですね。

○市民課長（恵後原孝一） はい、統一にならなくなつてきますので、使えなくなります。

基金の取扱いにつきましては、県との協議の中でまだ確実にどうしたらいいというところ辺は出てきておりません。以上です。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 出てきておりません。そうしたら、今おっしゃった4億五、六千万円は、その合流するときまでにどうしようと思つてるのかな。

○委員長（田中藤一郎） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） なるべく、やはり基金に積んでいる分っていうのは、市民の方に還元されるべきところであると思いますので、統一するところまでにきれいになくればいいなというふうなイメージではございます。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） もう一つ、基金のことはいい

なということは分かりましたんで、それはそれでいいなと思いますけれども、繰越金は発生するんかいな。

繰越金を充当させて、今期は下げますわね、少し。その構図はこれからはできへんちゃうの、その一元化になった場合。それもそうでしょ。

○委員長（田中藤一郎） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 繰越金充てることはできませんし、また、次の運協のほうでまたもんでいただくことではありますけれども、運営協議会の持ち方も変更をちょっと考えてございます。今までは2月に第1回目を持たせていただいて、現況を、医療費の状況だとかそういうのを報告させていただくと同時に諮問をさせていただいた。4月、5月にかけて国保税を決定していくというふうなことをやってきましたけれども、県の県単位化のことを見据えますと、1月に標準保険税のほうが県のほうから示されますので、そちらに合わせたところ、1月の前後で一度運営協議会のほうを持って、今まででしたら3月で予算上は骨格予算、6月に本格予算というふうな二本立てで来てましたけれども、これからは、またもんでもらうんですけれども、3月にもういきなり本格予算というふうなことを考えてございます。以上です。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。

○委員長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） もう結構です。

○委員長（田中藤一郎） 大丈夫ですか。

○委員（福田 嗣久） ちょっと聞かせていただいたんで、はい。

○委員長（田中藤一郎） そのほかございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よ

って、第55号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、第56号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 161ページをご覧ください。第56号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる第1号被保険者の介護保険料について減額または免除ができるようにするため、所要の改正を行おうとするものであります。

164ページをご覧ください。改正の内容につきまして、条例案要綱によりご説明いたします。改正の内容は、条例附則第5条の規定で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる第1号被保険者の令和4年度分の介護保険料について、引き続き減額または免除できるよう改めるものであります。

次に、附則で、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第5条の規定は、令和4年4月1日から適用するものであります。

なお、165ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 初歩的な質問なんですけれども、いろんなところでこの新型コロナ感染症の影響により収入の減が見込まれるっていうことがいろいろ出てくるんですけども、例えば介護保険条例の中での第1号被保険者の収入減が見込まれる被保険者の方たちっていうのは、どういうふうに算出されるのでしょうか。

○委員長（田中藤一郎） 定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 第1号被保険者ですので、基本は65歳以上です。ほとんどが年金の方

でありまして、年金天引きでありますので、大して大きな影響はないです。ただ、その方が、例えば営業等をされていた場合、そういうような方につきましてとか、給与でおられたというようなことで収入が減少したという場合がありますので、そういう方に関してです。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） そういう方たちはどういうふうに把握されるのでしょうか。

○委員長（田中藤一郎） 定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 基本的には収入の減少があるということで、今は言われますが、最終的に確定申告まで待ちます。ですんで、確定申告で間違いなくありましたらさせていただきます。ただ、その場合に介護保険料がずっと続きますので、その場合は間置いといて、納めていただく、途中納付猶予という形で止めさせていただいております。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 今おっしゃいました、納付猶予をされた方っていうのはどれぐらい、前年度だったらあったのでしょうか。

○委員長（田中藤一郎） 定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） ちょっと納付猶予は分かりませんが、実際、令和3年度の減免をされた方を説明をさせていただきます。令和3年度におきましても、令和元年度分、令和2年度分、令和3年度分とありますので、その合計が14件、減免額が63万3,218円あります。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） はい、分かりました。

○委員長（田中藤一郎） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） それでは質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第56号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、第62号議案、令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） それでは、255ページをご覧ください。255ページです。

○委員長（田中藤一郎） はい、どうぞ。

○市民課長（恵後原孝一） 第62号議案、令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,425万8,000円を追加し、総額をそれぞれ90億2,649万円とするものです。本案は、国保税の税率算定等を踏まえて提案するものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、268ページをご覧ください。268ページでございます。

○委員長（田中藤一郎） はい、どうぞ。

○市民課長（恵後原孝一） まず、歳出ですが、上から2枠目までの保険給付費につきましては、傷病手当金等の保険者の任意給付分に係る県からの普通調整交付金の減額に伴う財源更正でございます。

次の、国民健康保険事業費納付金の医療給付費分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による、国保税減免に係る特別調整交付金及び保険基盤安定繰入金の増額等に伴う財源更正です。

その下の枠から270ページにかけての、同じく納付金の後期高齢者支援金等分及び介護納付金分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免に係る特別調整交付金の増額に

伴うそれぞれの財源更正です。

次の、基金積立金の増額につきましては、前年度決算の繰越金見込額の一部及び基盤安定繰入金等の一般会計繰入金の増額に伴いまして、財政調整基金に積み立てるものです。その下、諸支出金の償還金の増額につきましては、前年度に過大交付となつてございます保険給付費交付金相当額を県に返還するためのものです。歳出は以上でございます。

続きまして、歳入ですが、戻っていただきまして264ページ、ご覧ください。国民健康保険税につきましては、国保税率算定に伴い、前年度繰越金見込額の一部を国保税の軽減に充当し、賦課額を調整するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる被保険者の減免見込額を減額するものでございます。

そして、次の県支出金のうち、普通交付金は任意給付分を減額するものです。また、特別調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者の国保税減免見込額について、県から財政措置されます10分の4相当額の増額及び県の提示額による減額調整でございます。繰入金の一般会計繰入れにつきましては、県からの保険基盤安定繰入金等の提示額により、それぞれ増減補正をしたものでございます。

266ページの基金繰入金については、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免において、特別調整交付金で手当されない金額、10分の6分になりますが、それを基金から繰り入れるものです。繰越金の増額は、前年度決算見込みによるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案どおり可決すべ

きものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第62号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、第63号議案、令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）及び第65号議案、令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 説明する前に、先ほどご承認いただきました第56議案につきまして、答弁が少し間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。先ほど上田委員のほうの質問で、実績のほうを説明をさせていただいていましたが、令和3年度の減免実績ということで、14件の63万3,000円、218件と説明をいたしました。そのうち、令和元年度、令和2年度分につきましては、これは還付ですので、還付は4件の16万5,780円、令和3年度分だけは減免ですので、10件の46万7,438円、合計が14件の63万3,218円となりますので、訂正をさせていただきます。

それでは、273ページをご覧ください。第63号議案、令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。この補正予算につきましては、先ほどご承認いただきました第56号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定に基づき予算計上をするものであります。

本案は、第1条で歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、総額をそれぞれ10億3,601万8,000円とするものです。

主な内容について、事項別明細書でご説明いたしますので、284ページをご覧ください。

まず歳出ですが、284ページから287ページまでの保険給付費については、介護保険給付費準備基金繰入金の増額に伴う財源更正であります。

次に、288ページ、289ページの諸支出金6

0万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者の令和元年度から3年度の介護保険料を還付するものであります。

次に歳入ですが、戻っていただいて、282、283ページをご覧ください。上の枠の保険料80万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる令和4年度の第1号被保険者の介護保険料を減免することによるものです。その下の枠の繰入金140万円の増額は、保険料減免及び還付に伴う歳入の補填として介護給付費準備基金から繰入れすることによるものであります。

続きまして、追加提案分の103ページをご覧ください。第65号議案、令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、総額をそれぞれ100億3,645万8,000円とするものです。

主な内容について、事項別明細書でご説明いたします。

最初に歳出です。114、115ページをご覧ください。地域支援事業費44万円の増額は、自宅で高齢者の介護をしている同居家族に対する家族介護用品支給事業ですが、現在は6,000円の介護用品引換券を年間12枚、合計7万2,000円分の支給を行っておりますが、物価の高騰の影響を受けたことにより、本年度に限り新たに5,000円の引換券を1枚追加支給しようとするもので、同居家族の経済的負担を軽減するものであります。

次に、歳入です。戻っていただいて、112、113ページをご覧ください。繰入金44万円の増額は、先ほど説明しました家族介護用品支給事業費の増額に伴い、一般会計から繰入れすることによるものです。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） ちょっとこの議案じゃなくて介護保険一般の市民の方からのちょっと声なんですけども、豊岡は介護保険料が高いという声をよく聞くんですけども、これ比較してらっしゃるところが結局大阪とかそこら辺のことだと思うんですけども、やっぱりそういう都市部のほうと比べたら豊岡は介護保険料が高いということがあるのかなのか、もし原因とか分かったらお願いします。

○委員長（田中藤一郎） 定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） すみません、今ちょっと兵庫県の全体のデータというのを今持ってませんので分かりませんが、多分真ん中ぐらいだったと思います。兵庫県において。ありますので、それほど高いということはないかと思えます。今、具体的に大阪と言われましたので、その辺がちょっとこちらでは分かりませんが、兵庫県全体としましては真ん中ぐらいですので、それほど高いという認識はしておりません。

説明は以上です。

○委員長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 分かりました。

○委員長（田中藤一郎） ほかにないですか。

○委員（福田 嗣久） 議案とは違うけど。

○委員（上田 伴子） 議案とは違います。すみません。

○委員長（田中藤一郎） なら質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第63号議案及び第65号議案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、第63号議案及び第65号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前10時11分 委員会休憩

午前10時18分 分科会開会

○分科会長（田中藤一郎） それでは、ただいまより文教民生分科会を開会します。

それでは、イ、分科会審査に入ります。

まず、報告第4号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第8号、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第21号）を議題といたします。

当局の説明は、課単位で、歳出、歳入、地方債補正の順に説明をお願いします。

なお、本専決につきましては、事業費確定等に伴う財源更正のみの補正については、当局からの説明を省略していますので、ご了承願います。財源更正以外の補正予算のある部署、あるいは特に説明を要する事項のある部署はございませんか。

ないですね。それでは、質疑はありませんか。大丈夫ですか。

○分科会長（田中藤一郎） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、原案どおり承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号、専決第8号は、承認すべきものと決定しました。

次に、第61号議案、令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、歳入、債務負担行為等の順に一気に説明をお願いします。説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

なお、質疑は説明が終わった後、一括して行います。

それでは、地域コミュニティ振興部より順次、説明を願います。

土生田参事。

○生涯学習課参事（土生田祐子） ページ数は、243ページをお開きになってください。上から2段落目で、図書館管理費、事業用備品9万8,000円の補正です。内容としては、掃除機2台、それからハンディーの掃除機を1台購入させていただきます。相次いで故障したものと、それから5月1日より障害者の事業所さんに委託をしております、体制としては6から7名体制で清掃していただいておりますので、その分の体制を整えるためです。

私からは以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 大岸参事。

○文化・スポーツ振興課参事（大岸 勝也） 242ページ、243ページをご覧ください。市内博物館、美術館、3館のキャッシュレス決済の導入及び日本・モンゴル民族博物館のトイレ改修についてご説明申し上げます。

まず、キャッシュレス決済の導入業務についてですが、市立歴史博物館、日本・モンゴル民族博物館、市立美術館、伊藤清永記念館ですね、へ電子マネーで入館料などを支払いできるキャッシュレス決済を導入するものです。端末機の購入、導入に9万9,000円、通信機器として1万4,000円、8月から導入予定としておりますので、通信代に1,000円掛ける8か月分と通信費、それから決済手数料として8か月分掛ける1,000円の8,000円で、1館につき13万3,000円、3館で39万9,000円の予算を計上させていただいております。

次に、日本モンゴル民族博物館のトイレ改修についてご説明させていただきます。男性トイレに和式1基と洋式1基、女性トイレに和式2基と洋式1基がありましたが、感染症対策の強化を図るため、和式を洋式に改修しようとするものです。改修費用として429万円を計上させていただいております。

財源につきましては、キャッシュレス決済導入、それからトイレ改修合わせまして、総支出額が468万9,000円、そのうち、文化庁の文化芸術振興費補助金を211万4,000円、地方創生臨時

交付金で207万7,000円、一般財源で49万8,000円といたしております。

以上です。

○文化・スポーツ振興課長(原田 泰三) 216ページをご覧ください。債務負担行為補正でございます。事項欄の上から4行目になります。神鍋野外スポーツ公園の指定管理料です。来年3月で指定期間が終了するため、引き続き令和5年度から9年度までの5年間、債務負担限度額を設定しようとするものです。なお、限度額は2,220万5,000円となります。

文化・スポーツ振興課からの説明は以上です。

○分科会長(田中藤一郎) 恵後原課長。

○市民課長(恵後原孝一) それでは、市民生活部のほうの説明を始めます。

市民課分です。歳出から説明をさせていただきます。233ページをご覧ください。一番上の枠の説明欄、戸籍住民基本台帳事務費の通信運搬費及びOA機器借上げ料の増額につきましては、現在本庁と各振興局の窓口に設置の、国から貸与されておりますマイナポータル用のパソコン端末が、7月にリース満了を迎えるため、現在と同様の市民サービスを維持するためにパソコン端末とモバイルルーターを更新設置する費用でございます。

また、同じページの一番下の枠になります。国民健康保険事業特別会計(事業勘定)繰出金の増額につきましては、国保税の軽減分、保険者支援分などの保険基盤安定事業の増額等に伴い補正するものです。

続いて歳入です。225ページをご覧ください。1枠目及び一番下の枠の説明欄、国民健康保険基盤安定費負担金のそれぞれの増額につきましては、国保税軽減額の増額に伴います国及び県の負担金の補正でございます。同じページ、2枠目の1行目のマイナンバーカード交付事務費補助金につきましては、マイナポータル用パソコン端末等のリースに伴う国庫補助金で、全額補助になってございます。

市民課は以上です。

○分科会長(田中藤一郎) 成田課長。

○生活環境課長(成田 和博) まずは歳出からです。

231ページをお願いいたします。上から5段目の環境政策推進事業費です。消耗品費10万円は、環境保全事業に対していただいた給付金を充当して、ごみ拾いだとかクリーン作戦時に使用のごみ拾い用のトングを購入しようとするものです。その下の業務委託料は、再生可能エネルギー導入促進区域設定業務に3,500万円を計上しておりましたが、不採択の通知を受けたことによりまず減額補正です。

次に、237ページの2枠目をご覧ください。塵芥処理事業費の業務委託料388万8,000円と、旧清掃施設管理費の手数料69万3,000円の減額は、直営職員により業務を実施することに伴い、減額補正を行うものです。

続きまして、歳入です。227ページの下枠、環境保全事業費寄附金は、環境保全事業に対していただいた寄附です。

229ページ中段の枠をご覧ください。

二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金として、再生可能エネルギー導入促進区域設定業務に対して補助を受けることで、3,500万円を計上していましたが、不採択になったことにより減額補正を行うものです。

市民生活部の説明は以上です。

○分科会長(田中藤一郎) 社会福祉課、はい、どうぞ。

○社会福祉課長(大谷 賢司) 健康福祉部の説明をします。社会福祉課、それでは歳出から説明させていただきます。233ページの3つ目の枠の説明欄をご覧ください。1行目の人件費12万円の増と、3行目の国民生活基礎調査費の3万円の増についてでございます。これは、厚生労働省の統計調査である国民生活基礎調査で、保険、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査するものですが、平成28年度に行って以来、調査対象になっておりませんでした。本年3月に兵庫県から豊岡市が調査対象になる旨の通知があったため、調査に関する経費として調査員報酬1名分12万円と、4行

目の消耗品費2万5,000円と、5行目の通信運搬費5,000円の、合計15万円を計上させていただいております。調査日は7月の14日です。

次に、235ページをご覧ください。一番上の枠の説明欄の1行目の人件費8万4,000円の増と、4行目の障害者自立支援認定審査会費の8万4,000円の減でございます。自立支援給付費、いわゆる障害福祉サービス費を支給に当たりましては、障害支援区分の認定を行うため、審査会を開催いたします。その障害支援区分を判定する障害者自立支援認定審査会委員のうち、学識経験者である2名につきましては、所属する法人と委託契約を行っていましたが、1つの法人から個人に対する報酬支払いの希望がございまして、1名分の1年間分8万4,000円について業務委託料から人件費に組み替えるものでございます。

次に、その下の枠の出石隣保館事業費の300万5,000円の増でございます。出石隣保館の附属施設として寺町区に小集落地区改良公園がございます。この改良公園の安全対策などにつきましては、2020年度から寺町区より要望を受けておりましたフェンス及び遊具は、経年劣化により破損している箇所が多数ありまして、安全に公園を利用できない状態であり、このまま放置しておきますと事故につながる可能性もあり、早急な対応が必要であると判断し、今回フェンスの更新と危険器具の撤去を実施するため、補修工事費を計上させていただいております。

次に、その下の枠、日高健康福祉センター管理費の1,629万8,000円の増でございます。今年3月26日の強風により、日高健康福祉センターの屋上防水シートが破損しまして、コンクリート部分がむき出しの状態になっております。多数のひび割れ、施設内で雨漏りが発生するため、設備等の劣化や建物の腐食につながるおそれがございます。また、健康福祉センターの有効な活用策を検討している段階であり、建物自体は今後も継続して利用することが考えられ、施設を安全安心に利用するために早急に修繕を行うものです。今回、屋上防水の補修

工事として1,629万8,000円を計上させていただきます。

続きまして、その下の枠、生活困窮者自立支援金給付事業費の250万円の増でございます。これは、今回のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者への支援により、生活困窮者自立支援金の申請期限が6月末までであったものが、さらに2か月に延びまして、8月まで延長されることとなりました。社会福祉協議会が実施しています総合支援資金等の特例貸付が限度額に達しているなど、これ以上利用できない方に対し、プラス最大3か月間の再支給の間、支援金を給付するもので、延長に伴う必要見込額を計上しています。

続いて、歳入でございます。225ページをお願いいたします。真ん中の国庫補助金の枠、説明欄の上から2つ目の枠、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金ですが、これは先ほど最後に説明しました生活困窮者自立支援金給付事業に係るもので、10分の10の全額国庫補助金ということでございます。

1枚めくっていただきまして、227ページの真ん中の大きい枠の上から3つ目の枠、国民生活基礎調査事務委託金ですが、これは国民生活基礎調査費及び人件費に係るもので、全額県の委託金になります。

229ページをご覧ください。2つ目の枠、1行目の市有物件配分金及び共済金200万円は、日高健康福祉センター管理費の修繕工事に対するもので、工事費の一部は強風被害ということで、共済金で補填される見込みでございます。

以上、社会福祉課の説明を終わります。

○分科会長（田中藤一郎） 定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 歳出から説明します。

235ページをご覧ください。真ん中の枠の説明欄1行目、住宅改造費助成事業費400万円の増額は、今年度、人生いきいき住宅助成事業費の申請件数が当初予算に比べ多く、また、1件当たりの助成金額も当初予算の想定に比べ高いため、今後、当初



予算額では対応できないと思われるので増額するものであります。その下、長寿園管理費の修繕料26万4,000円の増額ですが、修繕箇所は長寿園内のエレベーターです。前回修理した時期から耐用年数が経過した部品について交換を行うものです。

歳出は以上です。

次に、歳入です。227ページをご覧ください。一番上の枠、説明欄1行目の人生いきいき住宅助成事業費補助金ですが、先ほど歳出で説明しました人生いきいき住宅助成事業費は、県の随伴事業であり、県が2分の1助成します。したがって、歳出の金額400万円の2分の1である200万円を県補助金として増額するものであります。

歳入は以上です。

続いて、216ページをご覧ください。第2表の債務負担行為補正です。事項欄の上から5行目、但東健康増進センターの指定管理料です。来年3月で指定期間が終了するため、引き続き令和5年度から9年度までの5年間、債務負担限度額を設定しようとするものです。限度額は225万5,000円です。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、231ページをお願いします。上から2番目の枠です。土地管理費の修繕料ですが、旧高橋診療所医師住宅について、外壁の一部が壊れそうになっている部分があります。その修繕と部分的に壊れてしまっている倉庫がありますので、その解体を行うための増額補正になります。

次に、235ページをお願いします。一番下の枠、人件費の会計年度任用職員報酬ですが、アイティ4階、子育てなんでも相談窓口の受付など、窓口対応のために会計年度任用職員の雇用を考えていましたが、4階フロアの他の部署と連携して窓口対応を行うこととしましたので、減額補正を行うものです。

次に、237ページをお願いします。一番上の枠になります。母子保健事業費の駐車料、事業用備品ですが、駐車料については、アイティ4階、子育て

なんでも相談窓口に従事する保健師が使用する車両の駐車料金になります。事業用備品についても、同じく保健師が使用する自転車を購入するためのものです。公用車は台数に限りがありますので、超小型電気自動車のコムスや自転車を併用して相談窓口に従事したいと考えております。

健康福祉部の説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 243ページをお願いします。一番上の枠の小学校の学校施設の管理費です。投資委託料の測量調査ということで、来年4月に静修小学校が統合するに当たりまして、利活用に向けての測量調査を行う予定にしています。あわせて、弘道小学校につきましては借地がございまして、その部分に私道でありますとか、学校用地とか、お寺の用地ということで、いろんなものを混在したものを1筆で借地ということにしておりますので、そこをちょっと確定したいということで測量を予定しております。その下の業務委託料の特殊建築物等定期調査報告です。学校につきましては、今年度、3年に1回、学校でありますと3階以上または2,000平米の学校についての定期調査を行う予定にしておりますが、豊岡小学校につきましては、外壁にタイルを使っている部分が漏れておりましたので、今回追加をするということでございます。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 和田課長。

○子ども教育課長（和田 晃典） まず、歳出についてです。

241ページをご覧ください。下の枠の一番上の段になりますが、スクールバス運行管理費につきましては、全但バスの神鍋高原線の200円バス終了に伴い、路線バスの収入減少による運行経費の増加及び清滝小学校、日高西中学校の下校便を増便したこと。また、福住小学校で放課後児童クラブを利用しない1年生の下校便を確保することによる増額としています。

2段目の中学校部活動指導員配置に係る人件費及びとよおかがんばりタイム事業費につきまして

は、県の補助金委託金の内示額の減額に伴い減額をしております。次の道徳教育推進事業費につきましては、小・中学校が連携しながら道徳の授業づくりや評価の在り方などの検証を支援し、道徳教育の充実を図るものです。日高西中学校と清滝小学校が県の指定を受けまして、推進校として実施します。

その下の段の教育研修センター管理費ですが、これはひょうご不登校対策事業として、不登校の未然防止に向けた効果的な取組、不登校児童生徒への効果的な支援の在り方について研究を行うものです。但東中学校区の小・中学校が県の指定を受けて実施をします。一番下の枠になります。感染症対策事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症防止のため、保健衛生用品の購入によるための予算となります。

続いて、歳入です。225ページをご覧ください。真ん中の枠の上から5段目の学校保健特別対策事業費補助金が感染症対策事業費の歳入となります。

次に、227ページをご覧ください。一番上の枠の上から3段目になりますが、教育総務費補助金がスクール・サポート・スタッフ配置事業及び中学校部活動指導員配置事業の歳入となります。また、中段の一番下の枠になりますけれども、教育総務費委託金がひょうごがんばりタイム事業、道徳教育推進事業、そして、ひょうご不登校対策事業費の歳入となります。

全体の説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

副委員長、どうぞ。

○委員（岡本 昭治） 231ページですかね、環境政策推進事業費の中の再生可能エネルギーの導入促進区域設定業務は申し込んだけども駄目だったということですけど、すみません、ちょっとこの業務の概要で結構です、概要と実際申し込まれたのは多分何市かがあって、その中の漏れたと、ちょっとそこら辺の情報を教えていただけますか。

○分科会長（田中藤一郎） 成田課長。

○生活環境課長（成田 和博） まず、区域設定の導

入業務についての具体的な中身ですけども、まず、既存情報の収集を行うこととしてました。それから、環境調査ですね、例えば景観調査ですとか、生物の生息状況の調査です。そういったものを予定してました。それから、ゾーニングマップの作成、市域を保全エリア、調整エリア、広報エリアの3区分に設定するようなことを考えていました。

それから、脱炭素先行地域の検討、この業務を行った先に先行地域へ申し込むということを予定してましたので、そういった広報エリア内の地域課題の解決や市民の暮らしの向上などを効果について検討することとしておりました。

それから、最終的には、脱炭素化に向けた地域住民や事業者との合意形成、これをこの業務で行う予定としておりました。まずはそれですね。

それから、もう一つは、今回の区域設定に向けての業務、どれだけ申請があったかということなんですけども、全国で6件、うち採択が2件というふう聞いております。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 岡本副委員長。

○委員（岡本 昭治） 確率的には大分、6件のうち2件だから、少ないので、大変難しかったかも分かんですけど、何が漏れた理由、自己反省でも何か分かりませんが、何かありましたら。

○分科会長（田中藤一郎） 成田課長。

○生活環境課長（成田 和博） 豊岡市が不採択になった理由は確認はできておりませんが、環境省への聞き取りによりまして、具体的な事業計画が盛り込まれているなどの、脱炭素化の実現性の高い自治体を採択したというふうな確認は取れております。ですので、本市においては申請において、その部分が欠けていたというふうにご考えております。以上です。

○委員（岡本 昭治） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（田中藤一郎） そのほかございませんか。

義本委員。

○委員（義本みどり） 227ページのところで、教育総務費……。

○分科会長（田中藤一郎） 127ページ。

○委員（義本みどり） 教育総務費補助金、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金、これ、県からの補助金ということですか。微妙な金額なんですけれども、これは何か。この補助金、国からの県しか使えない分が戻って、ちょっと微妙に増えて、微妙な金額なんで何かなど。

○分科会長（田中藤一郎） 和田課長。

○子ども教育課長（和田 晃典） この補助金は県からの補助金になります。受給単価が1,000円で、週当たり20時間掛ける42週分の金額を頂いています。

○分科会長（田中藤一郎） 義本委員。

○委員（義本みどり） もともとこれって、県が各市町に1人ずつ、えっ、違うな、何か1人ずつだったけれども、昨年、途中で増やして、また減らしたんですよね。今は県がどのぐらいしていますか。

○分科会長（田中藤一郎） 和田課長。

○子ども教育課長（和田 晃典） 昨年度も同じ補助金を頂いています。昨年度と同額いただいています。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） よろしいですか。

○委員（義本みどり） はい。

○分科会長（田中藤一郎） そのほか。

○委員（福田 嗣久） 一つよろしいか。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 保健センターの修繕費千六百何がして、共済金が200万円だったかな、そんなもんですか、共済金は。

○分科会長（田中藤一郎） 大谷課長。

○社会福祉課長（大谷 賢司） これ、総務課を通じて、全国市有物件災害共済会に聞いていただいているんですけど、実際に剥がれている部分の修繕費の半分が該当するという事になっているということだそうです。ただ、今、当時造られた工法と新しい工法のいろんなものがあって、正確にはちょっと答えられずに、それから、修繕をする部分だけを直す

のではなくて、全面修繕を行うために3分の1から3分の2のうちの半分となる予定であるかも分からないというような、ちょっと査定が難しいというようなことをお聞きしましたので、ざっと計算すると200万円ぐらいになるのではないかとというようなことでお答えをいただいております。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 説明は分かりました。剥がれたところを元に直す半分だな、まずは。

○社会福祉課長（大谷 賢司） そうでございます。

○委員（福田 嗣久） できるだけ多くもらってください。

○社会福祉課長（大谷 賢司） はい、ありがとうございます。

○分科会長（田中藤一郎） そのほか。

○委員（福田 嗣久） もう一つだけ。

○分科会長（田中藤一郎） どうぞ。

○委員（福田 嗣久） 人生何とか、いきいき補助金増額があったな。あれは、どういうあれだったいな。何ぼの上限でどんなことをするんだったかいな。

○分科会長（田中藤一郎） 定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 人生いきいき助成金というのは、対象者の人が介護保険制度の要支援、要介護とか、障害者手帳を持っている方とか、1、2級を持っている方、療育手帳のほう障害者がAの方とか、そういう具体的な方があります。その中で助成率が6段階に分かれておりますので、何で今回足らなくなったかという理由ですが、2点あります。1点につきましては、リフォーム豊岡事業です。リフォーム豊岡事業によって、人生いきいき助成事業の認知度が増したということです。昨年度の豊岡市内の建設事業者を支援するために実施されたリフォーム豊岡ですが、先ほども言いましたように、人生いきいき助成事業の助成率のほうが高いということがありましたので、昨年度、こちらのほうに申請者が多くなりました。それが今年度も変わらないということですので、予想よりも多く申請者があったということです。

もう1点につきましては、先ほども言いました助成

率です。助成率につきましては、過去の実績に基づきまして計算をしてるんですが、それ以上に助成率の高い方が今年度は多かったということでありませ

す。  
説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） ありがとうございます。

○分科会長（田中藤一郎） そのほかないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） それでは質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） ご異議なしと認め、よって、第61号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、第64号議案、令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、歳入等の順に一気に説明をお願いします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

なお、質疑は説明が終わった後、一括して行います。

それでは、市民生活部より順次説明願います。

恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 市民課からは、子育て世帯への家計応援給付金支給事業費関係につきまして計上してございます。この支給事業につきましては、現下のコロナ禍におけます物価高騰に伴う子育て世帯の家計負担を緩和するため、市内に住民登録のある高校3年生の年代以下の子供の養育者に対しまして、一時金を支給するものです。支給対象児童は、本年6月1日時点で本市に住民登録のある2004年4月2日から本年6月1日生まれの児童

及びこの翌日の本年6月2日から12月31日までに出生し、本市に住民登録した児童で、1万2,200人を見込んでおりまして、児童1人当たり2万円を支給しようとするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。追加議案書の88ページ、89ページをご覧ください。

まず、歳出ですが、下側の枠の一番下の目になります、子育て世帯臨時特別給付金支給費の説明欄、人件費172万1,000円につきましては、事務従事体制の確保のため会計年度任用職員1名分の報酬等でございます。その下、当該支給事業費2億4,867万9,000円については、消耗品費から下4行につきましては、支給に係る事務経費でございます。次の事務委託料につきましては、当該給付金を支給するためのシステム改修費でございます。その下の交付金は、支給対象児童の見込み人数分の当該給付金額でございます。

続いて、歳入です。戻っていただきまして、84、85ページになります。1枠目の国庫補助金の地方創生臨時交付金及び2枠目の財政調整基金繰入金を活用するものとしております。

説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 次は、大谷課長。

○社会福祉課長（大谷 賢司） それでは、最初に、歳出から説明させていただきます。

87ページをご覧ください。3つ目の枠、説明欄1行目の地域生活支援事業費214万円の増は、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充のうち、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分として、障害者の安定した暮らしを支えるために、利用者の送迎や居宅への訪問などのサービスの提供を実施している障害福祉サービス等事業者に対し、原油価格の高騰により上昇した車両の燃料代を支給することで経済的負担を軽減するものでございます。2行目の印刷製本費から4行目の通信運搬費は、この事業に対する事務的経費でございます。5行目の交付金210万円は、市内85事業所、300台分の車両に対し、車両燃料代、

1台につき7,000円を支給いたします。

続きまして、歳入でございます。85ページをご覧ください。一番上の枠、地方創生臨時交付金3億7,918万1,000円のうち、先ほど歳出で説明しました地域生活支援事業費214万円が含まれています。財源は10分の10です。

社会福祉課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○分科会長（田中藤一郎） 和田参事。

○高年介護課参事（和田 征之） まず、歳出でございます。

87ページをお願いいたします。一番下の説明欄の枠、介護保険事業特別会計繰出金44万円の増でございます。これにつきましては、さきに第60号議案でご説明しましたとおり、家族介護用品支給事業の支援金につきまして、介護特会へ繰り出しするものでございます。

89ページをお願いいたします。一番上の枠、説明欄2行目、老人福祉事業費714万6,000円の増額でございます。先ほど社会福祉課長が説明しました87ページの地域生活支援事業費の内容と同様でございます。今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充のうち、コロナ禍における原油高騰、物価高騰対応分としまして、介護サービス事業所並びに介護タクシー事業所等に対しまして、高騰した燃料代の支援金を交付するものでございます。事業所の経済的負担を軽減するためでございます。その下のと3行目から6行目、消耗品費から通信運搬費につきましては事務的経費でございます。7行目の交付金708万6,000円の増の内訳につきましては、介護サービス事業所に対する交付金684万6,000円、介護タクシー事業所等に対する交付金24万円でございます。介護サービス事業所等につきましては、市内に163事業所、合計978台分の車両に対し、1台につき燃料代として7,000円を交付します。また、介護タクシー及び福祉タクシーの事業所につきましては、市内26事業所、合計60台の車両に対し、1台につき燃料代を4,000円交付する

ものでございます。

歳出は以上です。

次に、歳入です。85ページをお願いいたします。一番上の枠、地方創生臨時交付金のうち、歳出でご説明申し上げました介護保険事業特別会計繰出金44万円と老人福祉事業費分714万6,000円が含まれております。財源は10分の10でございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（田中藤一郎） 永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 91ページをお願いいたします。91ページの一番下の枠をお願いいたします。学校給食費の賄い材料費です。これにつきましては、物価高騰の影響を受けています学校給食の食材費の部分を、本来ですと法律で保護者負担となっておりますが、文科省の通知でありますとか、地方創生臨時交付金の活動事業例というものを受けて、保護者負担を抑制するために、今回、臨時措置として公費で負担するということしております。消費者物価指数を参考にしております。コロナ始まる前の1月、3月に対して4.1%の増を見えています。

歳出は以上でございます。

歳入です。85ページをご覧ください。一番上の枠ですが、地方創生臨時交付金につきましては、児童生徒分につきまして充当させていただきまします。下から2つ目の枠の学校給食徴収金というものがございまして、教職員と給食センターの職員につきましては交付金の対象外ですので、それぞれから負担をいただくというものでございます。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 吉本課長。

○こども育成課長（吉本 努） 歳出のほう、89ページをご覧ください。

下の表の1枠目、私立保育園等振興事業費417万1,000円についてです。先ほど教育総務のほうから説明がありました給食費の物価高騰分につきまして、私立の保育所等に対して、食料費の物価高騰分を補助しようとするものでございます。対象園としましては、私立保育園等が21園、それと、給食を提供しております認可外の保育園の3施設、

合わせて24施設の物価高騰分について補助しようとするものでございます。

続いて、2段目、児童保育運営事業費136万円についてです。こちらのほうは、公立園の食材料費につきまして、物価高騰分を増額するものでございます。

続きまして、歳入、85ページをご覧ください。85ページの一番下の表です。保育所給食費負担金ということで、26万9,000円上げております。こちらは、公立園の職員が負担をしております給食費につきまして、先ほどの食材料費の物価高騰分を増額という形で歳入として上げるものでございます。一番上の地方創生の臨時交付金の中に、先ほど歳出で説明した私立保育園及び公立園の賄い材料費相当分のほうから、先ほどの3つ目の26万9,000円を差し引いた526万2,000円がこの中に含まれておまして、財源としては10分の10というふうな形になっております。

全体の説明は以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） まず、88ページ、さっき吉本課長がご説明されました給食費の補助のところ、私立園のところと、それから私立園21園と給食を提供している認可外の3施設と言われましたが、それはどこかっていうのが教えてほしいのと、それから、89ページの同じく給食費なんですけども、公立園とか私立園もありますけれども、1人当たりの今、これ、学校のほうかな、給食費の学校のほうも補助があるんですよ。これで、学校のほうの給食費っていうのは今、1人当たり幾らで、4.1%のものを補助したら1人当たりどれぐらいになるのか。それから、あと……（発言する者あり）91ページ、それが91ページか、ごめんなさい、91ページですね。以上お願いします。

○分科会長（田中藤一郎） 吉本課長。

○子ども育成課長（吉本 努） 認可外の3施設はどこかというご質問だったと思います。そちらのほう

は豊岡病院内の保育所と、プペルさんが、プペルとプペル・ザ・ガーデンという2つを持っていらっしゃるしまして、そちらの3施設という形になります。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） もう一つ。

永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 1人当たりの給食費です。小学校につきましては227円です。中学校が258円です。今回、公費で負担する部分につきましては、小学校がプラス10円、中学校につきましてはプラス11円ということで、増額相当分を公費でということ考えています。

○分科会長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 今、永井課長のほうから説明を受けて、10円であっても1食、これは1食当たりですよ。大体一月の感じで保護者からは徴収しておられるのか。全体になったら結構金額が高く、多くなると思うんですけども、給食費は一月当たりで徴収しておられるのか。それであつたらどれぐらいの補助になるのか、すみません、ちょっと計算ができないもので、お願いします。

○分科会長（田中藤一郎） 永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 現行、学校によっても異なるようなんですけども、小学校については、平均すると3,800円を11か月で、最終月に清算するという方法を取っていらっしゃいます。中学校は、これも学校によって異なりますけども、4,000円です。これも11か月で最終の月に清算ということ。今回はあくまでも補助ということではなくて、市のほうで増額をして対応するということですので、よろしくをお願いします。

○分科会長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 分かりました。結局、保護者の給食費を補助するっていう感じじゃなくて、食材料費が高騰のために給食について補助をするという考え方ですか。

○分科会長（田中藤一郎） 永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 例えば同じタマネギを購入するに当たっても、コロナ前だと100円で

買えたものが今は200円ということですので。例えばカレーを作るにしても、どうしても、今の給食費だと量を少なくするか、違うもので代用するかっていう変な話になってしまいますけども、そういうことですので、そこを通常のもので子供たちに同じカロリーでありますとか、栄養を取るために額を上げざるを得ないということで、今回の物価高騰を基準とした増額というものを保護者に求めるのではなく、中で対応しようということやっていきます。

○分科会長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 分かりました。

それと、もう1点、すみません。高校3年生以下の子供たちに1人当たり2万円の給付金っていうのは、何ページだったかちょっとメモとるのを忘れたんですけども。（「89ページ」と呼ぶ者あり）89ページです。その点に関しては全額国からの交付金であるので、結構人数的にも多かったと思いますし、そのところ辺での子供さんの、これは担当課のほうから調べて、そういうふうに通知されるのか、申請とかそういうことになるのか、どちらでしょうか。

○分科会長（田中藤一郎） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 児童手当を受給されているところにつきましては、前回させていただいたような形で、プッシュ型で考えております。それ以外、高校生の年代の方であったり、共済組合のほうの加入者であったり、要は市から児童手当を出してないところにつきましては、申請書の提出をお願いしたいと思っております。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 国から全額出るということで、担当課のほうからもいろいろ広報してもらったりしてるんですけども、やはり申請ってことであれば漏れる人が出てくるんじゃないかなっていうところ辺がしますので、地区のほうのいろんな媒体も使って、防災無線でも言っておられるのかな。そういうことのお知らせをぜひ細かく、そういう方がやっぱりちゃんと受け取れるように、よろしくお願いをいたします。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） よろしいですか。

○委員（上田 伴子） はい。

○分科会長（田中藤一郎） 芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） 先ほどの上田委員の引き続きで、給食費の件で、先ほど小学校10円、中学校の給食費11円となったんですけども、物価上昇の高騰分といったらもうそれぐらいな金額なんじゃないかな。それをちょっとお伺いしたいのと、いつぐらいまで、期間どれぐらいまで考えておられるのかと、この2点ちょっとお知らせください。

○分科会長（田中藤一郎） 永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） あくまでも、先ほど10円、11円は、学校給食費の単価に換算しましたものでございます。当初、コロナ前の2019年の1月、3月と、2022の1月、3月を比較しての4.1%ですけども、4月ではさらに幅が増えていますし、今後も増える予測もあるんですけども、臨時的ということで、今回、地方創生臨時交付金があるから対応しようということになっていきますし、落ち着けばその部分については対応は何も考える必要はないんですけども、あくまでも臨時対応として今回やっているということです。それが来年度も続くかどうかというときには、どうするかというのをまた改めてそのときに考えていく必要があるかなと思っています。

○分科会長（田中藤一郎） 芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） 保護者の方というか、そういう形でお知らせなんかは教育委員会のほうから通じて何か行かれるのか。ちょっとそこを教えてください。

○分科会長（田中藤一郎） 永井課長。

○教育総務課長（永井 義久） 今回、保護者負担を求めませんので、本来ですと保護者についていう部分がありますが、やはり市がそういうふうに通国の補助を使ってそういう子供たちのための給食費の栄養とか質とかを考えてますっていうことは、教育だよりでありますとか、ホームページ等で広報をしていく必要があるというふうな、中でも思っています。

○委員（芦田 竹彦） 了解しました。

○分科会長（田中藤一郎） よろしいですか。

芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） すみません、話変わるんですけども。承知しました。よろしくお願ひします。

さっき原油価格の高騰の分で、介護施設とか老人施設のほうのタクシーとか、介護タクシーなんかで1台当たり7,000円という話がありました。4,000円というのがちょっと私、聞き漏らしたんで、これはどういった車両か何かにやるんでしょうか。ちょっと教えてください。

○分科会長（田中藤一郎） 定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 車両燃料代1台につきまして7,000円と4,000円とさせておいてあります。車両7,000円につきましては、障害福祉サービス事業所と介護サービス事業所等は7,000円、介護タクシー及び福祉タクシー事業所は4,000円としてあります。説明は以上です。

○委員（芦田 竹彦） 分かりました。承知しました。

○分科会長（田中藤一郎） よろしいですか。

○委員（芦田 竹彦） オーケーです。

○分科会長（田中藤一郎） そのほか。

○委員（福田 嗣久） よろしいか。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 1つだけ。先ほどの給食費の市の負担ですけれども、保護者の方には案内というか、そういったことをしてますよということはやっぱり分かっていたことが必要と思うので、その辺をまたお知らせでしてあげてください。

それともう一つ、小学校と中学校、それから私立の保育園に対してはされてるんですけど、公立の幼稚園なんかはどうなんですか。それは該当せえへんのですか。

○分科会長（田中藤一郎） 吉本課長。

○こども育成課長（吉本 努） 幼稚園につきましては、基本的には給食というか、お弁当を持っていただいているという形になりまして、それに対して、要するに物価高騰分が幾らっていう算定がなかなかできないということがありますので、その分

に関してはこの補助からは対象外という形にしてあります。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 弁当を持ってきとんなるんで対象外と。さっきの説明では4.1%の消費者物価高ちゅうことで1人当たり10円、11円、1人当たりになれば僅かですけどね……（「1食当たり」と呼ぶ者あり）1食当たり10円、11円だというけど、不公平ではないかな。弁当を持ってきてるからジャッジできないちゅうことはそうかも分らんけど。消費者物価指数がこうなったからこうしますという説明をさっきされましたね。

○分科会長（田中藤一郎） 吉本課長。

○こども育成課長（吉本 努） 確かにその部分の考え方があって、我々もどうしようかという形で検討したんですけども、あくまでこの部分は、最終的には保護者の負担軽減ということの考え方があったんですけども、実際、手法として、賄い材料費自体を軽減するというか、それを私立のほうに対してお支払いする、園のほうにお支払いする、あとはこちらの賄い材料費の分を増やすというふうな形の処理をいたしておりますので、あくまで保護者のほうに賄い材料費相当分を補助してしまうと保護者に対して軽減するという形になって、二重の考え方になってしまうかなという部分がありましたので、あくまでも賄い材料費相当分だけこちらのほうで補助させていただいてというような考え方に収めさせていただきたいというふうなことで、大変申し訳ないという部分もあるんですけども、幼稚園の部分に関しては自己負担の部分の中で補助としては出さないというふうな考え方にいたしました。以上です。

○分科会長（田中藤一郎） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） ちょっと申し訳ないわな、それはな。消費者物価指数を基準にするんだったら、やっぱし10円、11円、そして幼稚園の弁当についても10円か20円か分らんけども、増えてるちゅうことは間違いないので、ちょっとその辺、違和感があるなと思って聞いておったんですけど。



決めてしまわれたことなんで、これ、否決するわけ  
いかなので、よろしいです。

○分科会長(田中藤一郎) そのほかございませんか。

先ほどの件ですけど、今後また高騰する場合は、  
幼稚園の分もやっぱりちょっと考えていただける  
ような形も必要じゃないかなというふうに思いま  
すので、この点よろしく。

吉本課長。

○子ども育成課長(吉本 努) 先ほどのありまし  
たように、物価、本当どれぐらい上がるのかという  
こともありまして、今回の部分は想定4.1という  
形のほうで様子を見たいという部分が正直言って  
あります。これは補助ですので、あくまでも全体の  
部分を見ていきながら、最終的にちょっとどうしよ  
うかということをもた検討はさせていただかない  
といけなかなと思っております。なので一旦この金  
額で全体の補助を出すんですけども、もう一度、逆  
に見直しということでご無理をお願いする可能性  
もあるかなと思っておりますので、その中で幼稚園  
の部分も検討させていただきたいというふうに思  
います。以上です。

○分科会長(田中藤一郎) よろしくをお願いします。

そのほかないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(田中藤一郎) それでは質疑を打ち切り  
ます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(田中藤一郎) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案どおり可決すべ  
きものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(田中藤一郎) ご異議なしと認めます。

よって、第64号議案は、原案どおり可決すべきも  
のと決定しました。

以上で付託、また分科会に分担されました議案に  
対して審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから本会  
議での報告案件についてを含めて何かありました

らご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(田中藤一郎) それでは、ここで、請願・  
陳情の審査に関係しない当局の職員につきまして  
は退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

分科会を暫時休憩します。

午前11時18分 分科会休憩

午前11時23分 委員会再開

○委員長(田中藤一郎) ちょっと早いですけれども、  
休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、(2)請願・陳情の審査に入ります。

まず、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅  
持に関する件を議題といたします。

委員の皆さんには、Side Books上の本日  
のフォルダ内、請願第1号、第2号のフォルダをお  
開きください。

事務局より請願・陳情文書表の朗読をお願いしま  
す。

○事務局主幹(小崎 新子) 読み上げます。

請願・陳情文書表。請願第1号、義務教育費国庫  
負担制度の堅持に関する件。受理年月日は令和4年  
5月30日。

趣旨。義務教育は、国民として必要な基礎的資質  
を培うものであり、憲法の要請として教育の機会均  
等と全国的な義務教育水準の維持向上を図ることは  
国の責務である。そのためにも、義務教育費国庫  
負担制度は、国による最低保障の制度として義務教  
育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行  
教育制度の根幹をなしている。

2006年の三位一体改革の中で、国庫負担率が  
2分の1から3分の1に引き下げられた。幾つかの  
自治体においては厳しい財政状況の中、独自財源に  
よる定数措置が行われているが、地方自治体の財政  
を圧迫しており、また、自治体間で教育格差が生じ  
ること自体が大きな問題である。加えて、新型コロナ  
ウイルス感染症の影響に伴い、家庭の経済状況や  
自治体の財政状況で学ぶ環境に差が生じることは  
絶対に避けなければならない。

国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。義務教育費国庫負担制度は、今後も堅持されるべきであるとする。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願する。

記。1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

2、上記の項目について、政府等関係機関に対し意見書を提出すること。

提出者、豊岡市京町3番6号、豊岡市教職員組合執行委員長、谷垣茂彦。紹介議員、西田真、太田智博、義本みどり。付託委員会、文教民生委員会。以上でございます。

○委員長（田中藤一郎） 紹介議員の義本議員がおられますので、何か補足で説明等がありましたらお願いします。

○委員（義本みどり） 趣旨等は昨年度と大幅には変わっておりません。よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（田中藤一郎） ありがとうございます。  
この件について、当局から意見、説明等はありませんか。どうぞ、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ありがとうございます。  
質疑、意見等はありませんか。よろしいですか。それでは、この後、討論に入りたいと思います。討論におきましては、各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしくお願いいたします。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） それでは、お諮りいたします。本件は、採択すべきことに決定してご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は、採択すべきことに決定しました。

なお、本請願に係る意見書の案文につきましては、Side Booksに配信しております。

意見書案について何か意見はありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご意見もないようですので、原案どおり意見書を提出することに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、請願第2号、子どもたちと向き合う時間の確保に関する件を議題といたします。

事務局より請願・陳情文書表の朗読をお願いします。

○事務局主幹（小崎 新子） 続きまして、請願第2号、子どもたちと向き合う時間の確保に関する件。受理年月日、同じく令和4年5月30日。

趣旨。2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

萩生田前文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中高における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生している。豊かな学びや学校の働き方改革を

実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠である。

また、就学援助受給者の増大に表れているように、社会全体として低所得者層の拡大、固定化が進んでいる。特に、昨今の経済情勢の影響を受け、所得の違いがますます広がり、教育格差につながっていくことが危惧される。

子供たちの学びを保障し、全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるための条件整備は不可欠である。日本の教育予算は、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。教育予算を国全体としてしっかりと確保、拡充させる必要がある。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願する。

記。1、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の学級編制標準より引き下げた学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、上記の項目について、政府等関係機関に対し意見書を提出すること。

提出者及び紹介議員につきましては、請願第1号と同様です。付託委員会、文教民生委員会。以上でございます。

○委員長（田中藤一郎） 紹介者の義本議員がおられますので、何か補足説明等がありましたらお願いします。

○委員（義本みどり） 昨年度とほとんど変わらないんですが、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策のところをもうちょっと詳しく書いていたぐらいのことで、あとは同じです。よろしくお願いいたします。

○委員長（田中藤一郎） ありがとうございます。

この件について当局からご意見、説明等はありませんか。ないですね。

質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） それでは、この後、討論に入りたいと思います。

当局職員の皆さんには、説明等でご協力いただきありがとうございました。

討論に入ります前に、ここで退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

討論におきましては、各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することがありますので、よろしくお願いします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） お諮りいたします。本件は、採択すべきことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は、採択すべきことに決定しました。

なお、本請願に係る意見書の案文につきましては、Side Booksに配信しております。

意見書案につきまして何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご意見がないようですので、原案どおり意見書を提出することに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） ご異議なしと認め、よって、そのように決定しました。

次に、(3)番、意見・要望のまとめに入ります。

まずは、本日委員会において審査しました議案7件について、当委員会の意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思います。何かありますでしょうか。

暫時休憩します。

午前11時34分 委員会休憩

午前 11 時 37 分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

まずは、先ほどのご意見は分科会のほうになりますので、委員会としての意見等はなしということで決定したいと思いますけども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） それでは、ただいま協議いただきました委員会意見・要望を含む委員長報告の案文については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 異議なしと認め、そのように決定しました。

委員会を暫時休憩します。

午前 11 時 37 分 委員会休憩

---

午前 11 時 37 分 分科会再開

○分科会長（田中藤一郎） 休憩前に引き続き、分科会を再開します。

次に、分科会意見・要望のまとめに入ります。

本日分科会において審査しました議案 3 件について、当分科会の意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思ひます。

暫時休憩します。

午前 11 時 38 分 分科会休憩

---

午前 11 時 41 分 分科会再開

○分科会長（田中藤一郎） それでは、分科会を再開します。

先ほど来いただいております給付金のことに関して、申請されるべき方が必ずしっかりと申請していただけるような広報等々、漏れのないようしっかりとやっていただくというふうな文章で意見をまとめたいと思ひますので、そちらの方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） それでは、ただいま協議

いただきました分科会意見・要望に含む分科会長報告の案文につきましては、正副分科会長に一任願いたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（田中藤一郎） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで分科会を閉会します。

午前 11 時 42 分 分科会閉会

---

午前 11 時 42 分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、協議事項（4）番、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

4 月 13 日の委員会において協議いただいた重点調査事項についてご確認をお願いします。

それでは、委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項について議長に申出したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。（「今日の分」と呼ぶ者あり）大丈夫ですか。これで網羅してると思ひますんで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） 異議なしと認め、そのように決定します。よろしいですね。

次に、協議事項（5）番、意見交換会についてご協議いただきたいと思ひます。

5 月 25 日発行の議会だより第 86 号で、意見交換会をしていただく団体を募集したところ、豊岡市老人クラブ連合会、ギャンブル依存症回復支援団体ホープから応募がありました。これらの団体と意見交換するということで、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） よろしいですか。

ちょっと休憩して、ちょっとご意見聞きたいと思ひます。

暫時休憩します。

午前 11 時 45 分 委員会休憩

---

午前 11 時 48 分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

まず、豊岡市老人クラブ連合会、そして、ギャンブル依存症回復支援団体のことにつきまして、ちょっと日程等もありますので、豊岡市老人クラブ連合会をまず中心において日程調整をさせていただいて、どうしても調整がつかない場合等々、ギャンブル依存症回復支援団体のほうは7月の31日の日にほんわかミーティングがあるというがありますので、そちらのほうにご都合のつく委員の方が参加していただきながら、ちょっと意見等々を聞いていただければなというような流れで考えておりますけども、そこらのほうでご異議ないですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（田中藤一郎） では、そのようにさせていただきます。

ただし、先方のご都合がありますので、ここで日程を決めたいと思います。先ほど言いましたとおり、日程につきましては、7月の15日、午前中、午後、それから、7月の27日、午前中のところで決めさせていただきますと思いますけれども、よろしいでしょうか。（「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（田中藤一郎） いずれかの日に実施させていただきますと思います。日程が決まり次第連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

○副委員長（岡本 昭治） この日はちょっと空けてください。7月15日。27日。

○委員長（田中藤一郎） よろしいでしょうか。

最後に、その他について議題といたします。

まず、委員会管外視察研修についてです。

暫時休憩をします。

午前11時49分 委員会休憩

---

午前11時56分 委員会再開

○委員長（田中藤一郎） それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

いろいろご意見いただきまして、管外視察につきましては、10月の17から21日の週の2泊3日で決めたいと思います。研修先等々のご意見、メー

ル等々でご意見を副委員長のほうにまた送っていただきましたら、調整したいと思います。今ある案としまして、東北か北海道というふうなお話が出ておりますので、いろいろと研修先を探っていきたいというふうに思いますので、そちらのほうでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、特にない、そのほかはご発言、意見交換会、ほかの部分はないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、特にほかにないようですので、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時57分 委員会閉会

---